

三原市人権文化センターだより

発行/三原市人権推進課

編集/三原市人権文化センター

所在地/三原市長谷一丁目6番1号

電話/0848-66-1111

FAX/0848-66-1112

みんなでアニメを見よう!



目的

アニメという取り組みやすい素材で、みんなで集まってアニメを見て思いやりや命の大切さなどを学び、心豊かな暮らしを送りましょう!!
サークル、町内会、会社、小学校、保育所等どんな団体でも申し込めます。



ホームページの
2次元コード



ネットによる申し込み
フォームの2次元コード

メリット

- ①機材もビデオも市職員が会場へ伺って準備・設置します。いっさい手間暇とらせません。
- ②見終わった後に、学んでもらいたいビデオのポイントを市職員がお話をし、てわかりやすく学べます。
- ③ビデオは難しくありません。また、申請者の希望に応じてさまざまな種類のものをお届けできます。

開催時間

原則平日午前10時から午後3時30分までの30分~1時間までとします。ただし、曜日・時間帯については相談に応じます。

会場

会場の確保及び開催の周知は申請者の方でお願いします。

ビデオ

ホームページにリストを掲載していますので、ご確認ください。ただし、選ぶのが難しい場合はセンターにお問い合わせください。ご要望にお応えします。

申込方法

ホームページに申込書がありますので、必要事項をご記入の上、三原市人権文化センターまで、FAX・メール・郵便・窓口でお申し込みください。

「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」制定記念講演会のお知らせ

- とき 10月29日(日) 14時~15時20分
- ところ 本郷生涯学習センター にいたかホール
- 演題 「子どもの権利ときっと幸せになる子育て」
- 講師 てい先生(保育士・育児アドバイザー)
- 定員 450人(申込必要・入場無料)
- 対象 三原市民、市内に通勤・通学している人
- 申込 10月13日(金)まで(必着)



てい先生



申込専用フォーム

専用フォーム(2次元コード)またはハガキに①名前②郵便番号③住所④電話番号⑤参加希望人数(5人まで)を記入し、人権推進課へ郵送ください。

※申込多数の場合は抽選となります。当選者の発表は、入場券の発送をもって代えさせていただきます。

※託児希望の場合は、子どもの名前・年齢を併せて記入し、「託児希望」と朱書き(定員10名・4か月から未就学児 申込多数の場合は抽選)。

詳しくは、人権推進課(〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel 0848-67-6044)へ

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇とき 土・日・祝日を除く10時~16時
相談は無料で、秘密は守られます。◇ところ 三原市人権文化センター
お気軽にご相談ください。◇電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



まな学ぼう！ESD（持続可能な開発目標）（14）

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



【目標13. 気候変動に具体的な対策を】

気候変動から地球を守るために、今すぐことを起こすことを掲げた目標です。地球温暖化の進行により、熱波や干ばつ、集中豪雨、大型台風など、世界中でさまざまな自然災害があらゆる場所で発生しています。その影響は、農業や水産業、エネルギーなどあらゆる分野に及び、私たちの暮らしに深刻な被害をもたらしています。地球温暖化は、私たち人間が経済活動の中で出す二酸化炭素が主な原因です。今後も気温は、さらに上昇することが予想されています。二酸化炭素排出量を減らし、温暖化にストップをかけるよう世界中が協力して対策を講じなければなりません。

大幅な温室効果ガスの削減は簡単なことではありません。しかし、私たちの地球を住みやすくするのも私たち一人ひとりの行動次第です。電気をこまめに消してムダな電気を使わないこと、大量消費をやめて「3R」を心がけることも一つです。

- 【3R】R(リデュース) 物を大切に使い、ゴミを減らすこと。
- R(リユース) 使えるものは繰り返し使うこと。
- R(リサイクル) ごみを資源として再び利用すること。

(出典:Edu Town SDDs 「わたしたちがつくる未来」)



★きょうは何の日？ 10月 人権カレンダー

10月1日 法の日

「法の日」は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、警察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35(1960)年、政府によって「国民をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。基本的人権はとても大切な権利なので、日本国憲法の3原則の一つとされています。

【3原則】基本的人権の尊重(人が生まれながらに持つ権利を尊重すること)

国民主権(国民が国の政治を決定する権利をもつこと)

平和主義(戦争放棄し、世界平和を願うこと)